

ゼオライト土嚢等処理設備の新設に関連した、措置を講ずべき事項の該当項目の整理

目次	作成対象 項目	理由
I. 全体工程及びリスク評価について講ずべき措置	○	本変更申請によって新設するゼオライト土嚢等処理設備は、東京電力福島第一原子力発電所の中期的リスクの低減目標マップに記載の通り。
II. 設計、設備について措置を講ずべき事項		(各項目参照)
1. 原子炉等の監視	-	ゼオライトを回収するための設備であり、RPV/PCV/SFP内の使用済み燃料等に関連する内容ではないため
2. 残留熱の除去	-	ゼオライトを回収するための設備であり、RPV/PCV内の燃料デブリ、SFP内の燃料体に関連する内容ではないため
3. 原子炉格納容器雰囲気監視等	-	ゼオライトを回収するための設備であり、PCV内の気体に関する内容ではないため
4. 不活性雰囲気維持	-	ゼオライトを回収するための設備であり、RPV/PCV内の可燃性ガスに関する内容ではないため
5. 燃料取出し及び取り出した燃料の適切な貯蔵・管理	-	ゼオライトを回収するための設備であり、SFPからの燃料の取出しに関する内容ではないため
6. 電源の確保	-	本変更申請によって新設するゼオライト土嚢等処理設備は、特に高い安全機能や監視機能を有する構築物、系統及び機器ではないため。 また、本設備の新設によって、外部電源系や非常用所内電源系等の機器故障による、異常の検知、異常の拡大及び伝搬を防ぐ設計に変更はないため。
7. 電源喪失に対する設計上の考慮	-	ゼオライトを回収するための設備であり、全交流電源喪失時のRPV/PCV内やSFPへの冷却を確保し、かつ復旧するための手段ではないため
8. 放射性固体廃棄物の処理・保管・管理	△	本変更申請に伴う設置工事で放射性固体廃棄物が発生する場合は該当
9. 放射性液体廃棄物の処理・保管・管理	-	ゼオライト土嚢等処理設備は、放射性液体廃棄物が発生する設備ではないため
10. 放射性気体廃棄物の処理・管理	○	ゼオライト土嚢等処理設備は、放射性気体廃棄物が発生するため
11. 放射性物質の放出抑制等による敷地周辺の放射線防護等	○	本変更申請によって新設するゼオライト土嚢等処理設備によって、敷地境界における実効線量の影響有無を確認する必要があるため
12. 作業員の被ばく線量の管理等	○	本変更申請に伴う設置工事での作業員の被ばく線量の管理等を実施するため
13. 緊急時対策	○	本変更申請によって新設するゼオライト土嚢等処理設備の設置工事において、事故時の通信連絡設備等に問題ないことを説明する必要があるため
14. 設計上の考慮		(各項目参照)
①準拠規格及び基準	○	本変更申請によって新設するゼオライト土嚢等処理設備は、果たすべき安全機能の重要度を考慮して、適切と認められる規格及び基準によるものである必要があるため
②自然現象に対する設計上の考慮	○	本変更申請によって新設するゼオライト土嚢等処理設備は、適切と考えられる設計用地震力に十分耐えられる設計である必要があるため 本変更申請によって新設するゼオライト土嚢等処理設備は、地震以外の想定される自然現象によって、安全性が損なわれない設計である必要があるため
③外部人為事象に対する設計上の考慮	○	本変更申請によって新設するゼオライト土嚢等処理設備は、安全機能を有する構築物、系統及び機器に該当するため、外部人為事象に対する設計上の考慮する必要があるため
④火災に対する設計上の考慮	○	本変更申請によって新設するゼオライト土嚢等処理設備は、火災により施設の安全性を損なわない設計である必要があるため
⑤環境条件に対する設計上の考慮	○	本変更申請によって新設するゼオライト土嚢等処理設備は、経年事象を含む全ての環境条件に適合できる設計である必要があるため
⑥共用に対する設計上の考慮	○	本変更申請によって新設するゼオライト土嚢等処理設備は、複数の施設間で共用するため
⑦運転員操作に対する設計上の考慮	○	本変更申請によって新設するゼオライト土嚢等処理設備は、運転員の誤操作を防止する適切な措置を講じる必要があるため
⑧信頼性に対する設計上の考慮	○	本変更申請によって新設するゼオライト土嚢等処理設備は、十分に高い信頼性を確保し、かつ維持しうる設計である必要があるため
⑨検査可能性に対する設計上の考慮	○	本変更申請によって新設するゼオライト土嚢等処理設備は、それらの健全性及び能力を確認する検査ができる設計である必要があるため
15. その他措置を講ずべき事項	-	その他措置を講ずべき事項はないため
III. 特定原子力施設の保安のために措置を講ずべき事項	○	汚染水処理設備等で発生した廃棄物の管理および、気体廃棄物の管理に変更があるため。
IV. 特定核燃料物質の防護のために措置を講ずべき事項	-	本変更申請によって、特定核燃料物質の防止に変更はないため
V. 燃料デブリの取出し・廃炉のために措置を講ずべき事項	-	ゼオライトを取扱う設備であり、燃料デブリの取出しやそれに関連した措置に非該当であるため
VI. 実施計画を策定するにあたり考慮すべき事項	-	本変更申請は、新規に実施計画の変更認可申請を行うことから、1～3に非該当であるため 1. 法第67条第1項の規定に基づく報告の徴収に従って報告している計画等 2. 原子力安全・保安院からの指示に従い、報告した計画等 3. 法の規定に基づき認可を受けている規定等
VII. 実施計画の実施に関する理解促進	-	本変更申請によって、理解促進に関する取組みに変更はないため
VIII. 実施計画に係る検査の受検	-	本変更申請によって、検査受検の考え方に変更はないため